

資料5

Ⅲ① 財政健全化計画の完了報告の概要について

○財政健全化計画の完了報告を行った団体

都道府県名	市区町村名	<参考>計画完了予定年度	概要掲載 ページ
大阪府	泉佐野市	平成39年度（14年前倒し）	1

大阪府泉佐野市 財政健全化計画完了報告(要旨)

1 財政健全化計画の平成25年度実施状況

(1) 具体的な措置の実施状況

- ・普通財産や処分可能な遊休土地及び里道・水路を売却した。(当初計画どおり)
- ・公園緑化協会については、平成24年度から平成26年度までの3か年で回収相当額を協会の自主事業として実施することで、歳出削減分として回収することとした。また、文化振興財団については、市への特定寄附に係る公益目的支出計画が承認され、平成23年度から平成25年度までの3か年で回収することとした。
(当初計画どおり)
- ・使用料等の公的債権の一体徴収に向けた取組を行った。(当初計画以下)
- ・手数料の見直しとして、平成25年7月から放置自転車等の撤去手数料の改正を行った。(当初計画以下)
- ・ふるさと応援寄附金について、更に広く寄附を募って取組を拡充した。
(当初計画以上)
- ・特別職の報酬及び職員給与のカット等を実施し、議員報酬のカット等も併せて実施された。(当初計画以下)
- ・人権文化センター、老人福祉施設、青少年会館及び青少年体育館について、効率的な運営と施設統合を検討した結果、北部・南部市民交流センターとして再編を行った。(当初計画どおり)
- ・青少年体育館について、指定管理者制度の導入に伴い、北部・南部市民交流センターに再編することで、効率的な運営を行うこととした。(当初計画以下)
- ・平成23年度から平成27年度までの5か年の投資計画を再設定した。
(当初計画以下)
- ・下水道事業の経営健全化計画に影響のない範囲で繰出金の削減を行った。
(当初計画どおり)
- ・平成22年度に行った老人福祉施設の指定管理委託料などを始めとする事務事業の見直し、平成23年度に行った清掃施設組合の改修工事の抑制、総合体育館の指定管理委託料などを始めとする事務事業の見直し、平成24年度に行った長滝自転車置場の廃止や防災学習センターの休止などを始めとする事務事業の見直しを継続することとした。(当初計画以上)
- ・平成21年度及び平成22年度の宅地造成事業及び病院事業の3セク債について、償還期間を30年とし、総合文化センターに係る地方債償還の借換えを不均等とすることで負担の平準化を図り、その効果を継続することとした。
(当初計画以上)
- ・平成22年度に行った府貸付金の繰上償還により、公債費負担の軽減を図り、その効果を継続することとした。(当初計画以上)
- ・平成22年度の宅地造成事業3セク債の公的資金による充当効果に加え、府貸付金の確保に努めた。(当初計画以上)

(2) 歳入及び歳出に関する計画の実施状況

- ・ 財政健全化計画における平成25年度中の効果計画額と実績額の比較
(単位：百万円)

内容	効果額	
	計画額	実績額
遊休財産の処分	710	706
出資法人の基本財産の回収		104
使用料等の徴収事務の見直し	19	3
使用料手数料等の見直し	16	2
ふるさと応援寄附金制度の取組拡充	5	46
人件費の抑制	1,106	851
公共施設の統廃合等の推進	100	92
指定管理者制度、業務委託化の推進	82	68
投資的経費の見直し	500	
下水道事業会計への繰出金の削減	103	97
その他事務事業の見直し	50	280
地方債償還方法の見直し	1,075	1,150
繰上償還等による公債費負担の軽減	△147	△8
国・府の支援	544	1,137

(3) 健全化判断比率の状況

(単位：%)

内容	計画 前年度 (20年度)	計画初年度 (21年度)		25年度		最終年度 (39年度)
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
連結実質赤字比率	26.42	-	-	12.07	-	-
将来負担比率	393.5	367.0	372.5	309.2	302.1	22.6

(4) その他財政の早期健全化に必要な事項の措置の実施状況

- ・ 早期健全化団体からの脱却後も、平成26年度までは本計画の実施計画である「財政健全化実施プラン」の取組を継続していきます。

2 今後の財政の運営の方針

(1) 健全財政の確保に関する事項

① 支出の抑制、効率的な行政運営に関する事項

- ・事務事業の継続した見直し、広域連携の推進、窓口業務委託を始め民間委託の拡充など効率的な行政運営を行う。
- ・定員適正化計画に沿った定員削減、給与水準の適正化により、総人件費の抑制に努める。
- ・平成 27 年度以降の普通建設事業の実施計画を策定し、計画的な事業実施により起債の発行をコントロールするほか、縁故資金等の繰上償還を実施し、公債費負担の抑制に努める。

② 収入の確保に関する事項

- ・滞納処分の強化や徴収率の向上に努める。
- ・遊休財産の積極的な売却に努める。
- ・ふるさと応援寄附金制度の拡充を始め、ネーミングライツ等の税外収入の更なる確保に努める。

③ その他

- ・実質公債費比率については、中期的には 18%以下をめざし、最終的には 10%をめざす。
- ・地方債残高については、住民 1 人当りの全国平均値を目標に、標準財政規模の 250%以下をめざす。

(2) その他安定的な財政運営に関する事項

- ・早期健全化は完了となるものの、人件費、投資的経費、公債費負担の抑制などを盛り込んだ新たな中期財政計画を策定し、平成 27 年度以降も安定した財政運営に努める。